

(案)

答 申 第 1 号  
令和4年10月17日

東久留米市長  
富 田 竜 馬 殿

東久留米市個人情報保護審査会  
会長 佐 藤 佳 弘

改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討について（答申）

令和4年7月19日付4東久総総第330号をもって、本審査会に諮問のあった標記の件について、次のとおり答申します。

## 1 結論

改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討については、別紙 2 に掲げる市の方向性である「令和 3 年度個人情報保護法改正に伴う施行条例（以下「新条例」という。）の方向性について」を適当と認める。なお、その理由及び意見等は、下記 4 で述べる。

## 2 諮問の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 50 条及び第 51 条により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「新法」という。）が改正され、個人情報保護制度の見直し（官民の制度が個人情報保護法へ統合）が行われる。本市では、地方自治体関係の施行期日である令和 5 年 4 月 1 日に向けて、現在の「個人情報保護条例」による運用から新たな法令に基づく運用へ移行するに当たって、新法等において条例に委任されている事項を検討するため東久留米市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を求められたものである。

## 3 審議の経過

令和 4 年 7 月 19 日、同年 8 月 12 日及び同年 10 月 17 日開催の審査会において審議し、各委員の意見を聴取したうえで審査会としての結論を得た。

## 4 適当と認められる理由

### （1）条例要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいうものとされている（新法第 2 条第 2 項第 3 号）。

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関等が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいうものとされている（新法第 60 条第 5 項）。

については、東久留米市（以下「市」という。）において、要配慮個人情報を超えて、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する情報があるかを検討することになるが、市として、国の要配慮個人情報を超える地域特性に鑑みた特に配慮すべき個人情報は保有していないとの見解が示されていることから、条例要配慮個人情

報に係る条項を設けないこととする市の方向性は適切と考える。

## (2) 個人情報取扱事務届出

行政機関の長等は、個人情報ファイル簿の作成及び公表義務があり（新法第75条第1項）、それに加えて、地方公共団体の機関等においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができるものとされている（新法第75条第5項）。

市においては、新法第75条第5項に掲げる帳簿に相当するものとして、個人情報取扱事務届出書を作成しており（東久留米市個人情報保護条例第5条。以下当該条例を「現行条例」という。）、これを個人情報ファイル簿の作成単位を補う手段として修正活用したいとの見解が示されており、市民の理解に資するものとして評価できることから、市の方向性は適切と考える。

## (3) 情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定

新法第78条第1項各号は、保有個人情報に係る開示請求があった場合における不開示情報を列挙したものであるが、これらの不開示情報は、情報公開条例で開示請求があった場合における不開示情報と整合性が図られる要請がある（新法第78条第2項を読み替えて適用する同条第1項）。

この点、新法に定める不開示情報の条項と現行条例に定める不開示情報の条項は、多少の表現の違いはあれどもその趣旨において大きな相違はないことから、その改正方式は、市民にとってより理解しやすいものを採用することが望ましい。

市は、改正方式として、現行の情報公開条例の条項を新条例に引用する「他条項引用方式」と現行の情報公開条例の不開示情報の条項を改正する「情報公開条例改正方式」を示しているが、情報公開条例改正方式は、要件の網羅的一元性を確保することができ、条文解釈も煩雑にならないという利点があるといえることができる。よって、改正方式として、情報公開条例改正方式を採用することは、適切と考える。

また、意見として、情報公開条例改正方式を採用した場合においても当該不開示情報の条項は、国の条項との整合性を図っているとはいえ、長文であり、抽象的である印象を受けるため、今後、市においては、市民にとって理解のしやすい具体事例等の用意にも努められることを申し添える。

## (4) 開示請求に係る手数料

地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている（新法第89条第2項）。

また、この手数料は、無料とすることも可能とされている（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年4月一部改正）7-1-13。以下「ガイドライン」という。）。

この点、本審査会としては、この度の改正は、手数料の額の改正を目途としていな

いと考えられることから、まずは、現行の運用を採用することが適当と考える。

市は、現行条例により無料で運用してきており、写しの実費費用については、白黒10円、カラー100円とし、送付費用は実費分の切手をいただいているとのことである。

よって、新条例にあつては、開示手数料は無料、写しの交付に要する費用及び送付に要する費用は実費負担とする市の方向性は、適当と考える。

#### (5) 開示、訂正及び利用停止請求の手続

新法では、開示、訂正及び利用停止請求の手続及び審査請求の手続に関し、新法で定める規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる旨の任意規定が定められている（新法第108条）。この想定する内容については、例示として、開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの及び開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするものが示されている（ガイドライン7-6）。

請求書等の記載事項は、市の方向性として規則で詳細を定めることとされているため、令和5年4月1日（以下「施行期日」という。）までに様式等の必要な準備を適切に行っていくこととされたい。

次に、新法と現行条例における開示決定等に係る期限についてであるが、施行期日以後において、開示決定等に係る期限は、特例を定めない限り、法定期限が適用されるが（新法第83条第1項及び第2項）、これによるならば、現行の運用に比して開示決定等が行われるまでの期間が伸びるおそれがある。

このことについて、市の方向性は、新法に定める法定の開示決定等の期限が30日以内とされていることに対し、現行条例の開示決定等の期限である14日以内に短縮する特例を設けることとしており、市民サービスに影響が生じない方向性を検討しており評価することができるが、市側の見解では、近年では大量請求も多いことから現行条例の期限（14日以内）では開示決定等を行うことができない事例も多い、とのことである。また、新法が求める原則的な期限は法定期限であること、条例による特例を設けることにより制度が複雑になること、期限にかかわらず要件が整い次第決定すべきものであることなどを総合的に鑑みるならば、開示、訂正及び利用停止に係る期限については、法定の日数で行うことが適当である（新法第83条1項及び第2項、第84条、第94条1項及び第2項、第95条、第102条第1項及び第2項、第103条）。

#### (6) 行政機関等匿名加工情報

行政機関等が行政機関等匿名加工情報を作成することは、行政機関等の任意とされ、また、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について、経過措置が置かれている（新法第109条、附則第7条）。

このことについて、市からは、国において行政機関等匿名加工情報を作成する上での技術的な情報がまだ提供されていないため、具体的な加工方法を把握できていないとの説明があった。

については、経過措置期間中に行政機関等匿名加工情報の加工方法等を調査、検討することとし、現段階では行政機関等匿名加工情報の利用に関する規定は定めないこととする市の方向性は、適当と考える。

また、意見として、都道府県は経過措置期間が適用されないところ、東京都は実施することになるためその動向を注視されるよう申し添える。

#### (7) (仮称) 東久留米市個人情報保護審査会

新法では、開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等を含む。）について審査請求があったときは、一定の要件を除き、開示決定等に係る審査請求について諮問するための機関へ諮問しなければならないものとされている（新法第105条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定による行政不服審査法第81条第1項又は第2項）。また、地方公共団体の施策を講ずる場合等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるものとされている（新法第129条）。

現行条例での運用では、東久留米市個人情報保護審査会において開示請求等に係る諮問機関としてその機能を果たしてきたと同時に、制度の運営に関する重要事項についても実施機関に意見を述べてきた経過があることから（現行条例第33条第1項及び第2項）、今後も同様の取扱いをすることが適当であると考えます。

については、これまでと同様、(仮称) 東久留米市個人情報保護審査会に第105条機関に相当する機能とあわせ、第129条機関に相当する機能を定めていくとする市の方向性は、適当と考える。

また、意見として、第129条機関に相当する機能としては、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くこと」（新法第129条）を想定しているが、専門的な知見も当然重要であるが一般市民の視点で検討していくことも重要であることを申し添える。

以上7点の理由及び意見をもって上記1のとおり答申する。

## 令和3年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について

## 1 条例の名称

(仮称) 東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例 (以下「新条例」という。)

## 2 制定趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和3年5月19日公布・令和5年4月1日施行) において、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下、「新法」という。) が改正されました。

この改正に伴い、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれに適用されていた規律が、新法に統合され、全国的な共通ルールとなりました。また、この規律については、個人情報保護委員会が一元的に解釈運用することになりました。

令和5年4月1日からは、東久留米市でも個人情報保護制度の運用に関し、新法が直接適用されることから、現行の東久留米市個人情報の保護に関する条例 (以下、「現行条例」という。) を廃止し、新法の施行に関して必要な事項として、法令で委任された事項、また、条例で定めることが許容された事項を新たに規定する (仮称) 東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例 (以下、「新条例」という。) を制定し、新法の規定に則って個人情報の保護を適正に行ってまいります。

## 3 実施機関の範囲

実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び農業委員会とします。市議会は、新法第2条第11項第2号により実施機関に含めることができないため、別途対応することになります。

## 4 新条例の方向性

新法で定められた全国共通のルールに基づき、地方公共団体が条例で定めることができる事項及びその方向性は下記の通りとなります。

## (1) 条例要配慮個人情報

## ① 根拠

新法第60条第5項

## ② 概要

「要配慮個人情報」については、国において、新法第2条第3項、個人情報の保護に関する法律施行令 (以下「新施行令」という。) 第2条及び個人情報の保護に関する法律施行規則 (以下「新施行規則」という。) 第5条に定められており、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして定められています。

また、地方公共団体では、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」があれば、これを条例で定めることにより条例要配慮個人情報とすることができるものとされています。なお、本記述を規定する場合には、個人情報保護委員会に事前相談する必要があります【ガイドライン4-2-6】。

本市では、現在のところ、要配慮個人情報を超えて本市の地域特性に鑑みて特に配慮すべき個人情報は、保有していません。

③ 方向性

本市では、国の定める要配慮個人情報を超えた地域特性等に鑑み特別に配慮すべき個人情報について、現行条例で規定していないことから、これまでと同様の対応として、条例要配慮個人情報に係る条項は設けないこととします。

(2) 個人情報取扱事務届出

① 根拠

新法第75条第5項

② 概要

新法第75条では、個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付けています。個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル単位で作成するものとなります。

一方、市では、現行条例第5条により、これまで個人情報取扱事務届出書を作成しており、個人情報を取り扱う事務（事業）単位で作成しています【東久留米市個人情報保護条例施行規則第3条】。

新法第75条第5項では、個人情報取扱事務届出書の作成は、任意規定とされているところではありますが、市民にとっては、事務（事業）単位で作成されていることが理解しやすいものと考えられます。

③ 方向性

本市としては、新法第75条により新たに義務化された個人情報ファイル簿を作成するとともに、引き続き個人情報取扱事務届出書を作成するものとします。

(3) 情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定

① 根拠

新法第78条第2項により読み替えて適用される第78条第1項

<新法第78条第1項読替表>

読替後	読替前
<p>(保有個人情報の開示義務) 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（<u>情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。</u>）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一～七 〔略〕</p>	<p>(保有個人情報の開示義務) 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一～七 〔略〕</p>

② 概要

新法第78条第1項各号は、保有個人情報に係る開示請求があった場合における不開示情報を列挙したものとなりますが、これらの不開示情報は、情報公開条例で開示請求があった場合における不開示情報と整合性が図られる要請があります【新法第78条第2項】【Q&A（行政機関等編） Q5-4-1】。新法に定める不開示情報と

東久留米市情報公開条例（以下「現行情報公開条例」という。）は、多少の表現の違いはあれどもほぼ同一内容ということができそうですが、若干の違いが見受けられる【資料4】ため、新法移行に伴い、検討する必要があります。

#### ア 他条項引用方式

新法第78条第2項では、条例で定めることによって、情報公開条例の不開示情報との調整を図ることができるようになっていきます。同項は、地方公共団体の実施機関等が新法第78条第1項を適用する場合の読替規定となっており、同項各号の不開示情報について、情報公開条例により開示することとしている情報については開示情報に変更できるとともに、情報公開条例により不開示にすることとしている情報については新たに不開示情報として加えることができます（一定の条件あり）。この場合において、新条例で現行情報公開条例の不開示情報を引用するといった対応が考えられます。

#### イ 情報公開条例改正方式

一方、新条例に規定する方法とせず、情報公開条例の不開示情報を改正して新法の不開示情報との整合性を図る方式があります。具体的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条の不開示情報の規定に合わせる改正を行うものとなります。

他条項引用方式は、現行情報公開条例の条項を新条例に引用することになり、不開示情報に係る要件の網羅的一元性を欠くことになり、条文解釈が煩雑になる側面があります。また、新法が要請する情報公開制度と個人情報保護制度に係る不開示情報との整合性という点に鑑みれば、新条例に規定する方法とせずに現行情報公開条例の不開示情報を改正して新法の不開示情報との整合性を図ることとした方が解釈するに当たって明快であると考えられます（具体的には、情報公開法第5条の不開示情報の規定に合わせる改正を情報公開条例にて行う。）。情報公開条例改正方式のメリットとして、これまで国で蓄積されてきた不開示情報の判例等の法規範解釈を、新条例において活用することができる付随的効果も期待できます。

#### ③ 方向性

本市としては、情報公開条例改正方式をその方向性とします。

#### (4) 開示請求に係る手数料

##### ① 根拠

新法第89条第2項

##### ② 概要

新法第89条第2項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者から「実費の範囲内において条例で定める額の手数料」を徴収することとされています。従って、開示請求に係る手数料を徴する場合にあっては、条例で定めることが必要となります。なお、手数料の額を無料とすることも可能とされています【ガイドライン（行政機関等編）7-1-13】。

本市では、現行情報公開条例において東久留米市内在住者の開示請求手数料は無料、個人情報保護条例でも無料で運用してきています（現行情報公開条例の場合、市外居住者は、150円）。

また、写しの実費費用は、白黒10円、カラー100円であり、送付費用は実費分の切手をいただいています（写しの実費費用は、市長が特別の理由があると認めると



きは、減免できるものとされています。)

③ 方向性

本市では、これまでの運用に則るものとし、開示手数料は無料、写しの交付に要する費用及び送付に要する費用は実費負担とするものとします。

(5) 開示、訂正及び利用停止請求の手續

① 根拠

新法第83条第1項及び第2項並びに第84条

新法第94条1項及び第2項並びに第95条

新法第102条第1項及び第2項並びに第103条

② 概要

新法第108条では、開示、訂正及び利用停止請求の手續及び審査請求の手續に関し、新法で定めるこれらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとしています。

想定する内容について、ガイドライン（行政機関等編）7-6では例示として、

- ・開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの

- ・開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの

の2点を挙げ、請求書等の記載事項は規則で詳細を定めることを、請求等の処理期限は読替規定を設けることを示しています。

一方、現行条例との関係は、下表のとおりとなります（法定日数と現行条例の日数との関係）。

【表】新法と現行条例における開示決定等に係る期限（日数）の比較

手續名	根拠規定	決定等期限の条件	法定の日数	現行条例の日数
開示決定等	新法83条1項	開示決定等の期限	開示請求があった日から <u>30日以内</u>	開示請求があった日から <u>14日以内</u>
	新法83条2項	事務処理上の困難その他正当な理由があるときの期限	前項に規定する期間を <u>30日以内</u> に限り延長可	開示請求があった日から <u>60日を限度としてその期間を延長可</u>
	新法84条	著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合	相当の部分につき <u>60日以内</u> に開示決定等をし、残りについては相当の期間内	
訂正決定等	新法94条1項	訂正決定等の期限	訂正請求があった日から <u>30日以内</u>	訂正請求があった日から <u>30日以内</u>
	新法94条2項	事務処理上の困難その他正当な理由があるときの期限	前項に規定する期間を <u>30日以内</u> に限り延長可	訂正請求があった日から <u>60日を限度としてその期間を延長可</u>
	新法95条	訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき	前条の規定にかかわらず、相当の期間内	
利用停止決定等	新法102条1項	利用停止決定等の期限	利用停止請求があった日から <u>30日以内</u>	利用停止請求があった日から <u>30日以内</u>
	新法102条2項	事務処理上の困難その他正当な理由があるときの期限	前項に規定する期間を <u>30日以内</u> に限り延長可	訂正請求があった日から <u>60日を限度</u>

			り延長可	としてその期間を延長可
	新法 103 条	利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき	前条の規定にかかわらず、相当の期間内	

開示、訂正及び利用停止等の請求等の処理期限については、上記表のとおり、新法と現行条例とを比較し、より短い期間を採用することにより一日でもはやい開示決定等を行っていくという方向性も考えられますが、近年では大量請求も多いことから現行条例の期限（14日以内）では開示決定等を行うことができない事例も多いこと、また、条例による特則を設けることにより制度が複雑になることなどを総合的に検討しました。

③ 方向性

本市としては、請求書等への記載事項等の細則については規則で定めるとともに、開示、訂正及び利用停止の請求の処理期限は、法定の日数とします。

(6) 行政機関等匿名加工情報

① 根拠

新法第109条、第110条、第111条

② 概要

行政機関等が行政機関等匿名加工情報を作成することは、行政機関等の任意とされ【新法第109条】、また、新法附則第7条により、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について、経過措置が置かれています。

③ 方向性

本市としては、経過措置期間中に行政機関等匿名加工情報の加工方法を調査、検討することとし、現段階では行政機関等匿名加工情報の利用に関する規定は定めないこととします。

(7) (仮称) 東久留米市個人情報保護審査会

① 根拠

新法第105条及び第129条

② 概要

本件は、主として新法に基づく審査請求に係る諮問機関を条例上設置するとともにその機能を定めるものとなります。

(仮称) 東久留米市個人情報保護審査会 (以下「本審査会」という。) に求められる機能は、新法第105条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定による行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関、いわゆる開示決定等に係る審査請求について諮問するための機関 (以下「第105条機関」という。) としての機能と新法第129条に基づき新法第3章第3節 (地方公共団体の施策) の施策を講ずる場合その他の場合において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問するための機関 (以下「第129条機関」という。) としての機能が示されています。

この点について、本市においては、現行条例上、第105条機関に相当する機能及び第129条機関に相当する機能をこれまでも定めてきています【現行条例第33条第1項及び第2項】。

③ 方向性

本市としては、新法に基づく（仮称）東久留米市個人情報保護審査会を設置することとし、これまでと同様、（仮称）東久留米市個人情報保護審査会に第105条機関に相当する機能とあわせ、第129条機関に相当する機能を定めるものとします。

(8) その他

① 運用状況の公表

② 現行情報公開条例については、新条例改正に合わせて、所要の改正を予定例) 開示決定に先立つ意見書提出機会の付与等